

成城法学第八号 目次 (昭和五十五年十二月二十五日発行)

論 説

給付利得の当事者決定基準 (一)	四宮和夫	1
——三者不当利得の場合——		
社会主義法にいわゆる合理化提案	石川惣太郎	25
いわゆる満足的仮処分と本案訴訟 (一)	野村秀敏	47
——最高裁昭和五四年四月一七日判決を機縁として——		
EEC vs. ACP	大隈宏	81
——第二次ロメ協定締結交渉過程の分析——		
小規模閉鎖会社における取締役の解任	今野裕之	131